

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第 35 回)
2. 日 時	平成27年 8 月 3 日 (月) 午後 3 時00分 ～ 3 時30分
3. 議 案	1. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書の検討事項に関する本ワーキング・グループの検討状況について 2. その他
4. 主な内容	1. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書の検討事項に関する本ワーキング・グループの検討状況について 第 31 回～第 34 回会合において、インターネット取引に関する高齢顧客への勧誘について検討を行った結果の取りまとめ案について、事務局より資料 1、2 のとおり説明を行った。その後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ インターネット取引が「勧誘」(高齢者ガイドライン (以下ガイドライン) における勧誘) に該当しないことから、ガイドラインを適用しなくて良いという整理であるのか、それとも、現状のウェブサイトにおける表示については「勧誘」に該当しないので、ガイドラインを適用しなくて良いという整理であるのかを確認したい。また今後、ウェブサイト上の表示で新しい類型が出てくれば、再度議論することとなるのか。 ⇒本ワーキング・グループにおける議論では、現状想定し得るウェブサイト上の表示を類型化し、営業員等の行う「勧誘」と同等・同質であるかを議論していただき、これらの表示は「勧誘」には該当しないという整理である。なお、今後、新しい類型が出てくれば、再度、本ワーキング・グループにおいて議論していただくことになる考える。(事務局) ・ 今後、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」(以下懇談会) への報告を予定しているとのことであるが、懇談会において、本ワーキング・グループの検討範囲以外の指摘や差し戻しがあった場合には、再度、本ワーキング・グループで検討することとなるのか。 ⇒まずは、本資料に基づき懇談会の座長に事前に説明を行い、懇談会の開催の可否を含め相談する予定である。仮に懇談会において、検討すべき論点等が足りないといった指摘があった場合は、再度検討することになる可能性もあるが、同一の論点を再度検討するということはないと考える。(事務局) ・ 資料 2 の主な意見を見ると、「勧誘」に該当するという意見と「勧誘」に該当しないという意見も記載されているが、議論のまとめにおいては、「勧誘」に該当しないといった結論が記載されており、議論が明確にまとまると見えないのではないか。 ⇒前回WGにおいて、今までの議論を踏まえ「勧誘」に該当しないという結

	論が導き出されたと考えている。主な意見から導き出される結論へ至る過程が見えにくくなっていると考えるので、記載内容については、改めて事務局にて検討させていただく。(事務局) ・ 営業員等が社内規則で定める手続きに則り、顧客に「勧誘」を行った後、顧客が自らの意思によりコールセンター又はインターネットで発注した場合のガイドラインの適用範囲の結論において、営業員等がインターネット取引等に誘導することがないという要件が重要であり、結論において明確にする必要があると考える。また、ウェブサイト上の表示の「勧誘」への該当性については、インターネット取引は苦情が発生しにくいので、ガイドラインの「勧誘」に該当しないという整理といった形にも読めてしまうので、現状のウェブサイト上の表示において、営業員等の「勧誘」と同等・同質は行為とはいえず、「勧誘」に該当しない結論になったということを明確にした方がよいと考える。 ⇒前者については、前提条件として、営業員等がインターネット取引等に誘導することがないという事項について、追記・修正させていただく。後者についても、インターネット取引の特性として苦情が発生しづらいという特性を持っている。実際にインターネット取引については、苦情が発生していないといった議論であったことから、事務局にて誤解のないよう記載内容の修正を検討させていただく。(事務局) ・ 本件の結論を踏まえ、現行ガイドラインの「勧誘」の定義の見直しも検討していただきたい。 ⇒ガイドラインの「勧誘」の定義の見直しは、難しいと考える。今後、約定後の連絡のあり方について、議論していただく予定であるので、そのような大枠の議論において、議論させていただく機会もあると思う。 ・ 本日、皆様から寄せられた意見を踏まえ、事務局にて主査と相談の上、記載内容を修正させていただく。また、懇談会における議論の結果等を受け、再度、本ワーキング・グループにて検討すべき事項があった場合には、別途相談させていただきたいと考えている。(事務局) 2. その他 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）